

○坂本由紀子 婦  
それでは、重ねて紀陸参考人にお伺いいたし  
ます。最低賃金法についてお聞かねます。

そういう意味で、いろいろなコスト等の転嫁を売値の方にできるかというと、それが容易でないわけでありまして、その状況は今現在我も、あ

るいはこれからもそんなに大きく変わるわけがない。そういう意味で、そのコスト負担の影響が大きいくこと。

するに均等待遇などを考えていくときに、やはりこれから能力の評価とかそれから職務評価などとかその賃金というものが本当は連動させていかなければならなんだと思います。そういう意味では、先生が今おっしゃったように、職種別賃金というのは重要な一つの課題だとうとうには思っています。

金沢の工場労働者が大勢多くおおむね、金沢の工場労働者たる意味で、連合のよつた存在意義といふのが、問題についての果たす存在意義といふのが、どうのよつてお考えになつておられるかが、お伺いしたいと思ひます。

が出てくるかと思ひます。そのような場合に、企業として必要な対応を行なうためにはどのよ  
うな対策が考えられるでしようか。また、そな  
ついて、行政等に対する要望するような手  
援等の施策がありましてお述べいただきたい  
と存じます。

○参考人(紀陸孝君)お答えいたします。

思うんですね。その場合に、大企業さんと比べて、いわゆる企業における付加価値とか利益の幅が非常に少ないのが現実かというふうに思がります。就業の幅も企業の経営の幅も非常に限られておりますし、簡単にいわゆる大企業みたいに、様々な設備投資をしたりあるいは税制上の恩恵を受けているという場合がございまして、経営改善の手だてと/or>いうのが限られてしまっている中小零細さんが多いと思うんですね。そういう中で、わずかでも賃金が上がると、うことは、企業経営にとって非常に大きい打撃がある。

先ほどやよつと欠損法人の例申し上げまし  
けれども、五百万円以下で、さつき私、五社、  
四社と申し上げましたけど、もう少し厳密  
言うと、四社に三社が赤字にならざるを得  
いという。先ほど、十七年度の数字でしたけ  
ども、恐らく十八年度、十九年度においても  
じょうな収益の実態だというふうに思います。

さんへ目を向けた人的支援の措置を今でもいろいろなございますけれども、もう少し細かい点まで手の行き届くような効率的な施策をお願いできれば有り難いと思つてます。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。

続きまして、長谷川参考人にお伺いをいたします。

賃金が維持されたということは大変意味のあることだという御指摘でした。今度の改正で地

域別最低賃金がくまなく、今でもあります。法律的にも制定されることになりましたが、商業別最低賃金については、賃金の実態は恐らく職種別にかなりその賃金水準が違うのではないかと。そうすると、産業別で一本で賃金を決めることよりも職種別に、その人の職に合った賃金を決めることが、より現実的だと思われます。

○参考人(長谷川裕子君) 先生、やっぱり、雇用就業形態の多様化が進んできただときに、一方で今日私も契約法で述べましたけれども、要するような最低賃金であれば示されるようなな組みの方がむしろ、つくるのであれば実態に合っているじゃないかと思うんですが、その点はいかがでいらっしゃいますか。

○坂本由紀子君 私は、地域別最賃が生活保護への配慮というような形でかなり上がつてくとすれば、今の産業別最賃と地域別最賃と違ひがそんなに大きなものじやありませんので今の産業別最賃の意義ほど意義を有しなく、そのではないかと、そういう意味で、必ずしもこの制度が今までと同じような役割を果たすのではないかとやや疑問かなと思いまして、伺つ次第です。

六万です。よほ。そういうふうなことを考えたわけでありまして、何としても今非常に低賃料の労働者をどうやって引き上げていくのかとうことで、千円と〇七も申しましたし、恐らく〇八もそれで頑張ると思うんですけども、こういう意味では労働組合として労使交渉を活性化しながら日本の労働者の賃金を引き上げていくという、そういう先頭に立たなければなりません」と思いました。

ただ、もう一つ考えなければならないのは、近労労働分配率が非常に落ちていて、労働分配率が落ちているということは、そういう意味では企業の中での労働者に対する賃金がで厚くなくなつてきているんだと思うんですね。

○坂本由紀子君 私は、地域別最賃が生活の  
護への配慮というような形でかなり上がつてく  
とすれば、今の産業別最賃と地域別最賃と  
違ひがそんなに大きなものじやありませんので  
今の産業別最賃の意義ほど意義を有しなく  
るのではないかと。そういう意味で、必ずしも  
この制度が今までと同じような役割を果たすの  
なというとやや疑問がなと思いまして、伺つ  
うには思っています。

私どもは、千円というのは、やはり千円掛けたる人で八千円で、一・二十日で、一、八、十六、十八万ですよね。そういうふうなことを考えたわけでありまして、何としても今非常に低賃金だけの労働者をどうやって引き上げていくのかということです。千円と〇・七も申しましたし、恐らく〇・八もそれで頑張ると思うんですけども、こういう意味では労働組合として労使交渉を強化しながら日本の労働者の賃金を引き上げていくという、そういう先頭に立たなければなりません」と思っています。

次に、長谷川参考人にまた重ねて伺いたいですが、最低賃金については生活できる水準であることが必要だということで、誠にもつとも意見だと思います。と同時に、企業がそれが払えるという、企業の支払能力というのもま

ただ、もう一つ考えなければならないのは、近労働分配率が非常に落ちていまして、労働分配率が落ちているということは、そういう意味では企業の中での労働者に対する賃金が少し厚くなくなってきてるんだと思うんですね。

ういう意味では、もっとやはり労働分配率を上げていく、そういう努力は連合は率先してやらなければならぬのではないかとうふうに思っています。

○坂本由紀子君 参考人御承知だと思いますが、労働分配率、確かにおりますが、中小零細の企業では労働分配率は決して下がっていないくて、収益が下がっているのに人件費はむしろ増えたりしているので、最低賃金の対象になるところはむしろそういう非常に経営的にも大変なところでありますので、この辺は十二分に考慮をする必要があるのかなと思います。

先ほど来御議論いただいているワーキンググループは、これは、まあ最低賃金というところもあるかもしれません、非正規労働者の問題という側面もあるかと思いますので、そういう非正規労働者について、仕事に見合った待遇がどうなされるかというようなことをまた改めて労使でお話しをなさり、また国会の場でも議論をしていくことが大事なのかなと思いました。

紀陸参考人に最後お伺いいたしますが、そういう意味で賃金水準というのは、労使で自主的に、それぞれ仕事の成果として適正にお決めになるものかと思いますが、そういう賃金水準の在り方について御見解がありましたら、最後にお伺いしたいと思います。

○参考人（紀陸幸君） 坂本先生おつしやられるとおりでありますて、賃金というのは労働の対価でござりますから、労働の価値とかいうものをどういうふうに評価するか、労働の密度ですとか、あるいは会社に対する貢献度、そういうものを労使の間できちんと測る物差しをつくって、適正に処遇、報酬に結び付けていかないと労使の納得度が高まりませんので、先生の御指摘のところはもともとございます。そのように多くの労使が努力しているというふうに私ども理解しております。

○坂本由紀子君 終わります。ありがとうございます。

○坂本由紀子君 終わります。ありがとうございました。



しゃつぱり障害者の方々の意見だとか、それから研究者の意見だとかを聞きながらきつたりとつくりていくことが必要なのではないかといふうに思ひます。

今、具体的にこういうふうなものがいいのじやないかというのは私は持ち合わせていませんけれども、ただやはり働いた人に対するは、一時間当たり最賃が七百十円だとすれば七百十円をちゃんと適用させると。障害者の雇用の支援はまた別の形で、それぞれの事業所で障害者の障害に応じた支援の仕方つてあるのではないかというふうに思ひます。だから、賃金の支払と、それと支援というものをもう少しきちりと整備していくことは必要なのではないかというふうに思ひます。

○参考人（荒木尚志君）私も具体的な考え方を持つているわけではございませんけれども、日本はこれまで障害者という方とというふうにカテゴライズして、その方の実際の労働能力というものは余り着目してこなかつたというふうに思ひます。しかし、障害者差別を禁止するようなアメリカとか丘吉では、その方は例えば障害があったとしても労働能力では全然普通の方と変わらないということがあります。

その障害者の方が適切な便宜を提供してあげればちゃんと就労できることがあるわけでありまして、そういう障害者の方をカテゴライズしたアプローチから、その人の本当の能力、個人の能力を見るという方向での施策が今後は望まれるのではないかというふうに考えております。

○渡辺孝男君 障害者の雇用というのは大変重要な課題でありまして、雇用もきちんと確保していく、そしてまた働いていた場合には適切な賃金というものをやはり決めいただくといふことが大事でありまして、今のところ、研究をされている参考人の皆様からも、これからの課題ということでありますので、これはまた後日御意見をお聴かせいただき機会もあるのではないかと、そのようだと思っております。

今、少子高齢化でやはり若い方が給与の面で特に結婚できないというようなこともあるわけでありまして、最低賃金というのはやっぱり少子化の問題考えるにしても大事な観点ではないのかなとうやうなふうに思ひておるわけあります。それで、若いうちのものを確保するためには、地域によってまだまだ最低賃金の格差がないのかなとうやうなふうに思ひます。秋田の方は私も行くことがあります。特に秋田の方は私も行くことがあります。秋田の方は少子化も進んでいる、しかも最低賃金の額がやっぱり低いというよくなごろに對して、特に何かこういうことをして対策を講じていらうのではなくいかというふうに思ひます。

○参考人（長谷川裕子君）最低賃金も格差がやっぱりあるわけですね、秋田とか九州の方で一番低いランクになつているわけですから。私は、日本国民がどこで暮らしてもやっぱり人間として幸せに家庭生活も営めて暮らせるようにな、そういう社会をつくることだというふうに思ひます。したがつて、秋田で暮らしていたら秋田でちゃんと生活ができるように、人間として幸せな生活ができるように、最低賃金とはセーフティーネットですから、これよりは下回つてはいけないというのですから、それをきっちりとやっぱり確保することが必要なではないかと思ひます。

先ほど最賃千円になつたら大変じゃないかといふふうなことも御指摘ありましたけど、今やつぱり企業は非常に景気がいいわけですね。でもそれが中小企業今までなかなかその景気の良さが下りてこない原因は何なのかということなどもいろいろ検討していくだきました、中小企

業にももとお金が流れるような、そういうのをやっぱり政治の政策の中で補強することが必要なのではないかと思ひます。

北海道で暮らそうが、宮城県で暮らそうが、秋田で暮らそうが、沖縄で暮らそうが、やはり少子化の問題考るにしても大事な観点ではないのかなとうやうなふうに思ひておるわけあります。秋田の方は私も行くことがあります。特に秋田の方は私は行くことがあります。秋田の方は少子化も進んでいる、しかも最低賃金の額がやっぱり低いといふうなごろに對して、特に何かこういうことをして対策を講じていらうのではなくいかというふうに思ひます。

○参考人（荒木尚志君）最低賃金というのをやつぱり制度が違つております。例えばスウェーデンとかドイツはそもそも最低賃金法というのは存在しません。その代わりに協約、産業別の協約が最低賃金の代わりはしております。それからイギリスはかつては団体交渉が機能しない分野にのみ賃金審議会が最低賃金を設定しておきました。しかし、現在は全国の統一的な最低賃金を設定する最低賃金法ができております。

○参考人（荒木尚志君）最低賃金というのをやつぱり制度が違つております。例えばスウェーデンとかドイツはそもそも最低賃金法というのは存在しません。その代わりに協約、産業別の協約が最低賃金の代わりはしております。それからイギリスはかつては団体交渉が機能しない分野にのみ賃金審議会が最低賃金を設定しておきました。しかし、現在は全国の統一的な最低賃金を設定する最低賃金法ができております。

日本はこのように産業別での最低賃金という制度は根付かなかつたわけですね。今回、協約拡張方式といふのは廃止されました。これは、日本の労働組合といふのは企業別組合でありますのでその限界もありまして、最低賃金法は拡張適用ができないという中で非常に企業間格差が広がつてきている。そこで最低賃金に依存するといいますか、部分が非常に強くなっています。ところが、企業間の格差がありますので、最低賃金が設定するのは非常に一番下の部に張り付いてしまつていて、そういう問題があるといふふうに思ひます。

しかし、この問題はそもそも企業の賃金設定をどうするかということとも関係しておりますので、すべてを最低賃金法だけで解決するといふのもなかなか難しい。そういう複合的な要因を考えて対処しないといけないのかなといふふうな気がしております。

○福島みづほ君 生熊参考人にお聞きをいたします。

今回、最低賃金法案の修正案に関して、産業別最低賃金に係る違反については罰則の対象から除外をしているわけですが、失礼、もつと正確に言い直します。今回の最低賃金法案は、産業別最低賃金に係る違反について罰則の対象であることを除外しているわけですが、これについて問題があると考えますが、いかがでしょうか。

○参考人(生熊茂実君) 最低賃金が法律で決まるというのは、言ってみれば賃金を強制力を持つている法律つてこれしかないわけですね。それが、産業別最賃だらうが地域別最賃だらうが、それを違反した者に対して罰則を行わないといふことは、それは強制力のある最低賃金法とは言えなくなる。そういう面で私は、除外するというのを間違いではないかというふうに思っています。

○福島みづほ君 私はあと一分しか、三十五分までなので、では伊藤参考人に一分間だけ、現状のワーキングプアや女性の現状について一言お願ひします。

○参考人(伊藤みどり君) 最近、貧困の問題が言われていますけど、貧困の質がもうかつては全然変わってきた。例えば、パートタイムの人たちは、以前だったら賃金が安くても労働時間が短いということがあつたと思うんですけれども、今賃金が安い上に責任が重い、残業もある、有休も取れない、配転もある、責任を持たされる、そして、貧しくて生活できない、労働時間も長い、本当に働いても働いても生活できなといふ。だから、貧困の質が全く変わってきたといふことをもっと強く皆さんに認識してもらいたいとこう思ひます。

○福島みづほ君 終わります。ありがとうございました。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。最初に長谷川参考人に最低賃金法についてお伺いをしたいんですけれども、先ほど千円以上という話もありました、連合の当初の要求に従つているんではないかと思うんです。更なる改善を求めるにすればどのような点なのか、お話しください。

○参考人（長谷川裕子君） 最低のこの法律ができますと、その後恐らく規則を作る審議会が開催されて規則制定され、その後、中賃で、中賃の後、部会で、目安というのが大体そういうふうなことになつていくと思うんですけれども、やはりそのときじいの法律の趣旨ですよね。今回の法改正がされたわけでありますけれども、この九条の改正の趣旨がきっちりとそういう審議会の中に生かされて、公労使でこれに沿つたようなものがつくられていくこと、地方の中で、地方の三者構成の中で地域最賃が決められていくと思いますけれども、その中できつちりと、私は何回も言いますけれども、この法の趣旨が生かされることが重要だというふうに思つて、そして、元々最賃というのは非常に小さい金額から徐々に積み上がってきましたわけですが、本当にこの最低賃金法がセーフティーネットになつているわけですから、本当に地域、先ほど秋田の話も出ましたけれども、地域の中でこの最低賃金が労働者の賃金を考えるときのセーフティーネットになつていて、それがどうかという視点で、きつちりと労働者の生活という、健康で文化的な生活をするときのセーフティーネットになつているのかどうなのか、ということを視野に入れながら、審議会をきつちりやつて金額を決めていくことが重要なのではないか。

私は、「この、やうと十万台になつたわけですね。一日八時間働いて、二十日働いてやつと十万。十万で十二か月といつことは百二十万ですよ。そうしたら二百万以下の話なわけですよ。だから、もうとそういう意味では最賃がもう少しやばり頑張つて引き上げていくことは、私は我が

國の労働者が健康で文化的な生活を進めていくときのセーフティーネットの機能として果たすためには、もっと上がることが重要なのではないかとうやつたと思ってます。

○小池晃君 ありがとうございました。  
生熊参考人にお伺いしたいんですが、全労連も最低賃金せめて時給千円にというスローガンを掲げて、労働団体を超えた共通の要求になつて、いるというふうに思つてますが、先ほどから中小企業の經營を圧迫するという議論があるので、この点についての見解をお願いします。

〔委員長退席 理事家西悟君着席〕

○参考人（生熊茂実君） 共通認識として言えるのは、大企業はかなり今大きな利益を上げて、中小企業の經營状況は厳しいといふことだらうと思うんですが、なぜそういうふうな状況にあるのかと、いうことがやつぱり一番問題だらうと、うるうると思うんです。

私、先ほどの意見の陳述のときにも申し上げましたように、残念ながら日本の場合、大企業と中小企業の力関係というのは物すごく違うものです。ある社長さんに私聞きました。材料費込みで一〇%下げると言われた。私はその仕事を断つたけれども、一晩寝られなかつたと言つていました。二日、三日たつて、もう一回、あれれ、じやつてくれないかと言われて本当にぼつとしたと、いういう実態が私あると思つてます。

とするならば、先ほども申し上げたのですが、下請代金法では、いわゆる一方的な決済めは違法とされています。しかし、もう一つは下請振興基準、これには強制力はないわけですが、下請中小企業の適正な利益あるいは労働者の労働時間短縮と労働条件の向上ができるよう決めていくことを求めています。」の下請振興法の振興基準を具体的に強制力のある法律にしていくれば、非常に日本の中小企業の經營実態は改善されていき、多くのところで、こう支払能力が問題にならないようなことが起つります。

○小池晃君 ありがとうございました。

○小池晃君 労働契約法についていろいろな問題点があると思うんですが、やっぱり格差と貧困、格差社会急激に広がつてゐるというときに労働条件を一方的に変更できるような仕組みを立法化するといふことが、何でこんなことをやらなきやいけないのかという、根本的に私疑問に思います。そのことを申し上げたいと思います。

それから、最低賃の問題、ちょうど一点追加して生熊参考人にお伺いしたいんですが、全労連の方では最低賃の決定の手続の問題について、労働者委員の問題で、労働団体から広く公募して民主的手段によって毎年改選されるようにという要請も出して、いよいよやりますけれども、この問題での実態と改善すべき点、あつたら教えてください。

○参考人（生熊茂実君） 私たち全労連には、商業サービス関係とか中小零細企業の労働組合がかなり多いところがあります。そういう面でいふと、本当にやつぱり最低賃金を必要としている、あるいは最低賃金の改善を本当に望んでいる、そういう仲間たちの声を何とか代表したいといふことで、私たちは最低賃金の審議会に私たち全労連の組合員の任命を求めているわけですから、いまだに一人として任命されておりません。

私は、そういう面でいりますと、やはり本当に多くの労働者の実態を反映する、そしてその声を聞きながらこれを改善させていく、そういう行政の流れの中ではそういう公正な任命ということが必要なんではないか、このように考えていました。

○小池晃君 ありがとうございました。

○石井みどり君 まず最初に、最低賃金法の改正案についての御質問をさせていただきます。

最低賃金は、労働者の方々のセーフティーネット、本当に安い価格で働く、そこに對するセーフネットであつて、労働条件の極めて重要な要素であるというふうに認識をしております。そして、賃金の最低水準についても、國が法的な強制力を持つて支払者のその支払を罰則をもつて義務付けるものであるというふうに思います。

その最低賃金制度について、約四十年ぶりの抜本的な見直しとして、生活保護との整合性について配慮する旨の規定が加えられました。そしてまた、罰則も強化するなどの改正を今般の法案については行うことができる、より働く方々を守るという観点からは一定の評価ができるのではないかというふうに思っております。

そこで、最低賃金法改正案の重要なポイントについて伺いたいと存じます。

最低賃金は、さつき申し上げたように、働く人を守るためにものですから、その水準は高い、これにこしたことはないというふうにも思いますが、しかしながら、最低賃金はそれを下回る賃金を払った場合には罰則も科せられるわけですから、やはりその水準決定というのは経済情勢に応じて適切に、そして慎重に行われる必要もあるうかと思います。

我が国では、最低賃金の水準については、労使が対等の立場で審議会に参加して、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力という三つの決定基準を基に十分な議論が行われて決定されているというふうに認識をしております。今般の改正法案においても、このうちの労働者の生計費については生活保護との整合性について配慮する旨の規定が追加されておりましたが、このことに関する、労働者の生計費を

しておられます。そして、最低賃金の三つの決定基準についてはひとしく勘案すべきだと思いますが、政府の御見解を伺いたいと存じます。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金の妥当な水準というものを決定するためには、お話ししましたように、労働者の生計費に加えまして、最低限度の賃金を保障するという制度の趣旨から、労働者の賃金水準や企業の賃金支払能力を総合的に考慮する必要があるというふうに思っております。

今般の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費、それから賃金、それから通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められるものとしているところでございます。

お話ししました生活保護との関係であるものとぞりますこの生計費の具体的な水準については、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた調査審議を経て決定されるものでございますが、これらの三つの要素につきましては軽重があるものでなく、いずれも地域別最低賃金の決定に当たつて考慮されるべき要素であるというふうに考えております。

○石井みどり君 今のお答えにありましたように、都道府県別に地域別最低賃金といふものが決定されているわけですが、場合によっては生活保護の水準を下回るケースもあるというふうに聞いております。これ

ながら、日本では一人の労働者でも雇用していれば最低賃金以上の賃金の支払が義務付けられているわけありますので、やはり単純な比較はできないかというふうに思いますが、しかしながら、働く人を守るという観点においてはやはり我が国の最低賃金の引上げを行っていくべきだというふうに思います。

その引上げの手法については、例えば円というような金額も出ていたかというふうに思いますが、いきなり大幅に上げるというようなことではなく、やはり地域の実情、また日本の中小企業の事業経営、ここで働く方が大変多いわけで、そういうことを、これもやはり大事にしながら、これに併せて最低賃金引上げを行っていくことが現実的ではないかというふうに思つておりますが、いかがお考えでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金はすべての労働者について賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たすということではありますので、今般この役割を地域別の最低賃金が担うというふうに整理をいたしまして、各地域ごとに決定することを義務付けるなど必要な機能強化を図つております。

○石井みどり君 この具体的な水準については、地方の最低賃金審議会における地域の実情を踏まえ低賃金の決定がなされるものでございますが、今回法案も成立した段階では、審議会においてこの法改正の趣旨に添つた審議が行われまして、その結果に沿つて現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引上げ等の措置が講ぜられるということになるというふうに思つております。

例えば、アメリカの連邦最低賃金というのは、日本と違つて年商五千万ドル未満の事業所には適用されない。しかし

今年の二月に取りまとめました成長力底上げ戦略では、成長力底上げ戦略推進